2026 年 11 月 1 日
GW 証券株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、雇用環境を整備することによって、従業員全員が自らの能力を発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　2026 年 11 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで

２．内容

目標１：育児休業の取得日数を平均 14 日以上・育児休業の取得率を男性 30%・女性 75%以上を達成

＜取り組み＞
2026 年 11 月以降
・社内に育児休業に関する制度の定期的な周知を実施し、制度の浸透を図る
・対象となる社員に対しては、個別に制度を案内し育児休業の利用を推奨する

目標２：有給休暇の取得率 90%の維持

＜取り組み＞
2026 年 11 月以降
・年次有給休暇の取得状況を引き続き把握し、取得率の低い社員、部署へ個別に働きかける
・年次有給休暇の取得を、一人あたり年間平均 10 日以上を目指す

目標３：リフレッシュ休暇の取得率 100%の達成

＜取り組み＞
2026 年 11 月以降
・リフレッシュ休暇の付与と消滅期間の他、取得について定期的な周知を実施
・過去に未取得で休暇を消滅させた、または消滅前に取得申請が無い社員に対し、個別で取得の働きかけを行う